相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市富浦町原岡七〇番地、最後の住所千葉県松戸市平賀二五〇番地の九〇

被相続人　亡　津田　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

事務所千葉県柏市柏一丁目五番一〇号水戸屋壱番館ビル四階弁護士法人よつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川﨑　翔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市中村町五九八一番地、最後の住所東京都町田市真光寺町二四八番地

被相続人　亡　山口　徳治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市今江町五丁目四四番地、最後の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎四丁目七一番地

被相続人　亡　舟津　常一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

石川県金沢市大手町二番二四号ダイアパレス大手門八階金沢ルネッサンス法律事務所

相続財産管理人　清水　雅志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島市正木町三ツ柳一三〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　河村　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

事務所岐阜市美江寺町一丁目五番地　弁護士法人岐阜合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鷲見　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡大野町大字相羽一〇六六番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　所　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

岐阜市神田町一丁目八番五号協和興業ビル四階　あさい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅井　直美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県添上郡石打村八二番地、最後の住所奈良県添上郡月ヶ瀬村大字石打字大田和八二番地

被相続人　亡　長橋東三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

三重県名張市安部田二二九五番地

相続財産管理人　髙嶋　弘惠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区大供一八四番地、最後の住所岡山市北区奉還町一丁目一番八号ポレスターガーデンシティ清心一三〇六号

被相続人　亡　遠藤　正文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

事務所岡山市北区天神町六番四八号

相続財産管理人　弁護士　土居　幸徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市下末松三四一番地、最後の住所高知県高知市朝倉西町二丁目一四番三四―一〇号

被相続人　亡　上村　治憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

事務所高知市新本町一丁目一三番一号

相続財産管理人　堤　修敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県竹田市大字会々二七六〇番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田仲　静夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

株券提出不能に対する異議申述公告

当社は、平成二十年十一月十一日を合併期日として、海岸ベルマネジメント株式会社（平成十九年七月一日にカネボウ株式会社から商号変更）と合併しましたが、当該合併に係る金銭の交付、又はこれに代わる同社が平成十八年四月十四日付取締役会決議に基づいて平成十八年五月一日に実行したカネボウホームプロダクツ株式会社に対するホームプロダクツ事業の営業譲渡及びカネボウ製薬株式会社に対する薬品事業の営業譲渡に係る反対株主の株式買取請求に基づく株式買取代金の交付のため株券の提出を求めましたところ、左記株券につき、提出不能の届出がありました。よって、旧株券の提出を受けないで届出人に当該合併に係る金銭又は株式買取代金を交付することに異議のある方は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にその旨をお申し出ください。

なお、海岸ベルマネジメント株式会社は、商号変更を行っており、左記の提出不能株券には、旧商号であるカネボウ株式会社と記載されております。

平成二十三年二月二十二日

東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号

トリニティ・インベストメント株式会社

代表取締役　會田隆太郎

券種	枚数	記号	番号	住所	名義人
千株券	六	二一H	一六一四九～一六一五四	八王子市久保山町一―一三―二	奥村　暁
百株券	一	二一F	八〇四二五	鳴門市里浦町粟津西浜八七	宮浦　正義
百株券	十	二一F	八〇四八六～八〇四九五	〃	〃
百株券	七	二一F	八〇五一八～八〇五二四	〃	〃
百株券	一	五ZF	二六	〃	〃
千株券	一	二一H	一六〇〇〇	荒川区西尾久二―三六―五パレス小台一〇二	松岡　賢一

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

大分市金池町二丁目八番一〇―一一〇六号サーパス大分駅前

相続財産管理人　胤末理恵子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年二月二十二日

一、墳墓等所在地　愛媛県東温市田窪二〇七六番地

一、墳墓等の名称　松原墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛媛県東温市田窪

田窪墓地管理委員会〇八九―九六四―八〇六二